

委託業務仕様書

1 適用

- (1) 本仕様書は、一宮浄化センター放流管路清掃業務委託（その2）に適用する。

2 準拠

- (1) 受託者は、この委託業務の契約を締結した後、数量総括表・仕様書（以下、設計図書という。）に準拠し、岡山市監督員の指示監督に従って、指定された期間内に委託業務を行うこと。なお、設計図書に明示されていないものについては、下記に準拠すること。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

エ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）

- (2) 図面に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 設計図書に交互符合しないものについては、岡山市監督員と協議を行うこと。
ただし、軽微なものについては、岡山市監督員の指示に従うこと。
- (4) 諸法令等の運用及び適用に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。

3 提出書類

- (1) 受託者は、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）に定める次の書類を速やかに提出すること。書類は、A4サイズとする。

ア 委託業務の着手時に提出する書類

(ア) 委託業務着手届

(イ) 工程表（委託作業表）

(ウ) 業務責任者届

イ 委託業務中に提出する書類

(ア) 作業主任者及び有資格者名簿

(イ) 作業要領書

ウ 委託業務の完了時に提出する書類

(ア) 委託完了通知書

(イ) 委託写真帳

(ウ) 委託報告書

(エ) その他岡山市監督員の指示する書類

- (2) 提出書類の内容を変更する必要がある場合は、速やかに変更届を提出すること。

4 現場体制

- (1) 受託者は、業務責任者を委託業務履行の場所に常駐させて、その監理及び指導を行うこと。
- (2) 資格を必要とする作業については、その作業に必要な資格を保有する者が行うこと。
- (3) 受託者は、作業が円滑に進捗するよう、十分な人員を配置すること。

5 周辺住民への配慮

- (1) 受託者は、臭気及び騒音等によって周辺住民の迷惑にならないよう十分注意すること。

6 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は委託業務の履行において、既設の構造物及び設備を損傷しないように十分注意すること。万一、損傷した場合は、同等以上の資材を用いて、速やかに原状回復の適切な措置をとること。ただし、この措置に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。
- (2) 受託者は作業において、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

7 作業管理

- (1) 受託者は、委託業務の履行において、一宮浄化センターの運転管理に支障が生じることのないよう作業及び現場管理を適切にすること。また、必要により岡山市監督員と協議を行うこと。
- (2) 休日・夜間作業を行う場合は、作業内容・作業時間等の必要事項を岡山市監督員に通知して承認を受けること。

8 安全管理

(1) 保安設備の設置及び現場管理

- ア 受託者は、現場環境に応じた作業方法を採用するとともに、その他必要な措置をとって十分な保安設備を設置すること。
- イ 受託者は、委託業務の履行において現場の整理整頓、後片付け及び清掃を行って、清潔な作業環境の保持に努めること。

9 災害防止等

- (1) 受託者は、委託業務の履行において、現場作業従事者の災害防止対策に十分注意するとともに、労働基準法及び労働安全規則等の作業保安規定を遵守すること。
- (2) 作業者は、作業において、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対して以下の防止措置をとって、事故の防止及び作業員の安全に努めること。

ア 作業環境測定（酸素濃度 18%以上、硫化水素濃度 10ppm 以下）

イ 十分な換気の実施（10m³/min 人以上、50m³/min 以上）

ウ 保護具の備え付け・使用・点検等の実施

エ 人員の点検

オ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任

カ 酸素欠乏症・硫化水素中毒に関する特別教育の実施

キ 監視人の配置

ク 作業者の退避等異常時の措置

- (3) 作業において使用する機材は点検整備をしたものであること。
- (4) 受託者は、関係者以外が作業場所に入らないよう必要な措置をとること。
- (5) 作業においては、火気等に十分注意を払うこと。喫煙は指定場所にて行うこと。
万一、事故等が発生した場合は、直ちに岡山市監督員及び関係機関に連絡するとともに、速やかに適切な措置をとること。

10 清掃作業

(1) 一般事項

- ア 受託者は事前調査及び準備等を行って、一宮浄化センターの運転管理に支障が生じないように、作業を適正に実施すること。
- イ 受託者は、作業の工程終了毎に岡山市監督員の承認を受けること。
- ウ 受託者が、岡山市監督員の指示に反して作業を継続した場合、作業を一時停止すること。また、岡山市監督員が危険と判断した場合についても同様とする。
- エ 受託者は、作業において道路・側溝・場内諸施設を汚損等しないよう必要な措置をとること。万一、汚損した場合は直ちに洗浄清掃すること。また、作業終了後は、速やかに使用機器・仮設物等を搬出して作業場所の清掃に努めること。
- オ この作業に必要な電力・洗浄水は、岡山市が無償支給する。ピグ及びピグ圧送装置等は、受託者が準備すること。
- カ 作業中、異常が発生した場合は、直ちに岡山市監督員に報告して指示を受けること。
- キ 設計数量と実際数量とに大きな相違が見込まれる場合は、あらかじめ岡山市監督員に申し出ること。
なお、多少の相違については、受託者が費用等を負担して作業を完了すること。

(2) 特記事項

- ア 設計図書に記載してある数値・数量等は、参考とする。
受託者は必ず事前調査及び準備等を行ってから、本委託業務を履行すること。
- イ 契約書、設計図書等に特に明示されていない事項であっても、本委託業務の履行上、当然必要な事項については、受託者の負担において対処すること。
- ウ 本委託業務の範囲内では対処できない修理箇所等を発見した場合は、速やかに岡山市監督員に報告すること。

1 1 検査

- (1) 受託者は、この委託業務を履行した後、報告書を提出して、検査を受けること。
ただし、検査に合格しない場合は、不完全な箇所について委託業務を再履行してから再検査を受けること。なお、この措置に要する費用等については、すべて受託者の負担とする。
- (2) 作業中の検査及び完了検査は、業務責任者が必ず立会うものとする。

1 2 作業概要

(1) 放流管路ピグ清掃

ア 放流管路

- (ア) 材質：VP, HPPE, TDPE
- (イ) 口径：100A
- (ウ) 清掃距離：≒930m（放流管路入口～放流管路出口）（別紙図面から算出）
- (エ) 推定汚泥等処理量：6.0m³

イ 清掃内容

- (ア) 放流ポンプ吐出配管の継手を取り外し、配管内の状況を確認して最適なピグを選定し、圧送圧力を設定する。
- (イ) 放流管路入口（放流ポンプ吐出配管）に仮設管を接続してピグ圧送用ポンプ等を取り付ける。
- (ウ) 放流管路出口にピグ回収装置を仮設する。

- (エ) ピグを最適な水圧で放流管路入口から放流管路出口まで圧送して、管路内の汚泥等を除去する。
- (オ) 除去した汚泥等を放流管路出口で吸引車にて吸引する。
- (カ) 汚泥等が排出されなくなるまで (エ) ~ (オ) を繰り返す。
- (キ) 吸引した汚泥等を適正に処理する。
- (ク) 放流ポンプ吐出配管を元通りに接続するとともに仮設物を片付ける。

1.3 履行期間

- (1) 本委託業務の履行期間は、令和6年11月29日までとする。

1.4 支払い方法

- (1) 本委託業務の支払いは、業務完了後一括払いとする。

1.5 疑義

- (1) 受託者は本委託業務の履行にあたり疑義が生じた場合、速やかに本市監督員と協議し、その指示に従うものとする。